

伊豆山復興まちづくり通信

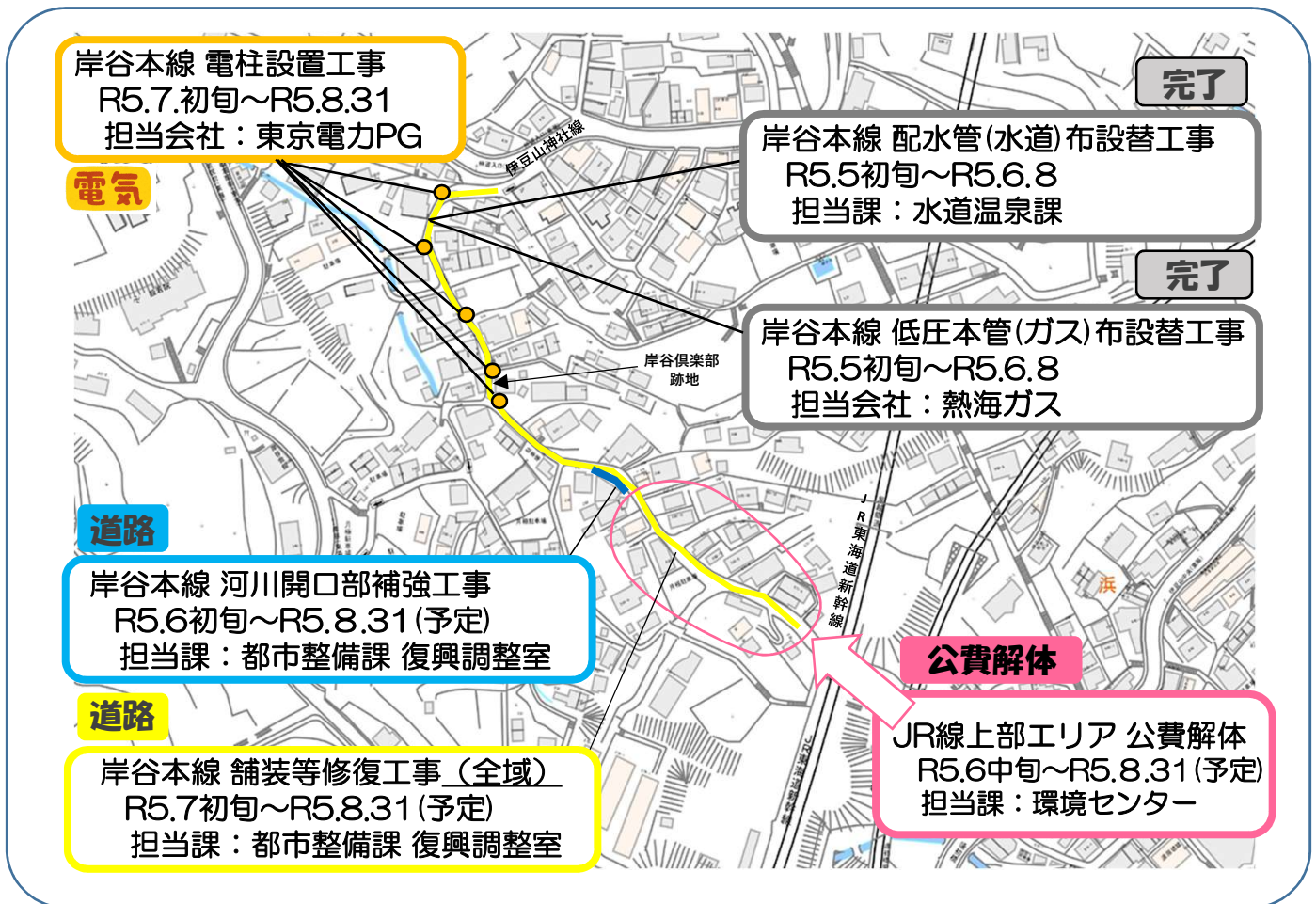
第13号
R5.6

熱海市都市整備課 復興調整室広報誌

令和3年7月の土石流災害により被災されました皆様におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

今号では、「ライフライン整備状況」や「修繕工事業者様の立ち入り」、「被災宅地復旧補助金」について、お伝えします。

ライフライン工事の進捗状況について



岸谷本線 配水管(水道)及び低圧本管(ガス) 布設替工事について



現在工事中の伊豆山神社線～岸谷倶楽部跡地までの水道管・ガス管布設替工事につきましては、6/8に工事完了となりました。同工事箇所の舗装復旧につきましては、道路の修繕工事と合わせて行い、8/31に工事完了予定となっております。

岸谷倶楽部跡地～JR東海道新幹線までの本線区間におきましては、道路舗装の復旧や公費解体などの工事が今後行われるため、一時立ち入りや修繕業者様への通行規制が一部発生する場合がございます。ご理解とご協力の程、宜しくお願いいたします。

修繕業者様の立ち入り（見積作業・今後の工事）について

現在、被災区域内ではライフライン整備・公費解体などを進めております。

現地への修繕業者様の立ち入りについては、「建築物等の修繕工事（立入）着手届」を危機管理課へ事前にご提出していただき、車両の乗り入れなどを調整させて頂いております。

上記、着手届の提出につきましては、**立ち入りの5日前までに危機管理課までご提出**を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

「建築物等の修繕工事（立入）着手届」の書式については、右記QRコード(熱海市ホームページ)を読み込んでいただくかまたは、危機管理課までご連絡下さい。(0557-86-6308)



「建築物等の修繕工事（立入）着手届」書式

被災宅地復旧補助金について

熱海市では、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山土石流災害によって被害を受けた宅地について、その復旧工事費用の一部を助成する補助金制度を創設しました。

目的

令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害の被災者の生活環境の早期の復旧及び、被災地区の安全性の回復を図ることが目的です。

補助対象の土地

令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害によって被害を受けた宅地が対象です。

補助対象の工事

被害を受けた宅地を被災前の状態に復旧するための工事で、「のり面の復旧工事」「擁壁の復旧工事」「地盤の復旧工事」のいずれかに該当する工事が対象です。

補助金額

補助対象工事に要した費用もしくは、補助対象工事に要する費用として市が算出した費用の、いずれか少ない金額の90%を補助します。

現在、補助金に対する事前相談につきましては、随時、受け付けております。

必要に応じて、現地立会を行いますので、右記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

【電話番号】

都市整備課 復興調整室
(0557-86-6386)

お問合せ先

熱海市都市整備課 復興調整室
〒413-8550 熱海市中央町1番1号
TEL 0557-86-6409
E-mail fukkou@city.atami.shizuoka.jp

伊豆山復興まちづくり通信 検索



公式HP
230615